

令和元年度 東京都地域年金事業運営調整会議

日時：令和元年7月17日（水）
14時30分より16時30分まで
場所：東京都電設工業厚生年金基金会館

議 事 次 第

	予定時刻
1. 開 会	14:30
代表事務所長挨拶	
新宿地域代表年金事務所長 平川 元次	
2. 委員の紹介および配布資料の確認	14:40
3. 議 事	
(1) 平成30年度 東京都地域年金展開事業実施結果の報告について	14:45
(2) 令和元年度 東京都地域年金展開事業の事業計画（案）について	15:35
(3) その他	
4. 議長挨拶	16:10
3. 閉 会	16:20
日本年金機構本部挨拶	
事業推進部門 南関東地域第一部長 大内 一直	
閉会予定	16:30

〔配付資料〕

第7回 東京都地域年金事業運営調整会議

〔参考資料〕

別添 参考資料一覧 参照

東京都地域年金事業運営調整会議委員名簿

◎ = 委員長

組織名等	役職名	氏名
厚生労働省関東信越厚生局	年金調整課長	にしざき かつみ 西崎 勝己
東京都教育庁	指導部 高等学校教育指導課長	さとう せいいち 佐藤 聖一
特別区国民年金担当課長会	北区 区民部 国保年金課長	つちや しゅうじ 土屋 修二
東京都市国民年金事務連絡協議会	東村山市 健康福祉部 保険年金課長	しみず たかし 清水 高志
東京都年金委員会連合会	会長	やまもと まんぞう 山本 萬造
全国健康保険協会 東京支部	支部長	もとだ かつひと 元田 勝人
東京都社会保険労務士会	会長	おおの みのもる 大野 実
一般財団法人 東京社会保険協会	専務理事	いのうえ ふじひこ 井上 富士彦
東京都年金受給者協会	会長 (日本大学名誉教授)	まや よしお ◎ 真屋 尚生
全国国民年金基金東京支部	支部長	みやした よしみ 宮下 好美
学識経験者	明治学院大学 法学部 教授	にしむら まりこ 西村 万里子

東京都地域年金事業運営調整会議設置要綱

(目的)

第1条 国民の公的年金制度に対する理解をより深め制度加入及び保険料納付に結び付けるため、地域・教育・企業等の地域社会に根ざした公的年金制度の啓発・普及を目的とした「地域における年金運営の展開に関する事業」（以下「地域年金展開事業」という。）を効果的に推進し、世代、年齢、地域、職域を越えた社会連帯を図るとともに、支援のネットワークを構築するため、東京都地域年金事業運営調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 調整会議は次の事項を所管する。

- (1) 年金事務所が実施する地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有
- (2) 年金事務所が実施する地域年金展開事業に対する意見・助言
- (3) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

(委員の構成)

第3条 調整会議の構成員（以下「委員」という。）は別添のとおりとし、東京都代表年金事務所長（以下「代表年金事務所長」という。）が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、翌年度の3月31日までとする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 調整会議に委員長を置き、委員長は代表年金事務所長が委員より指名する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議は、委員長が参集を求めて開催し、委員長がその議長となる。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員の調整会議出席謝金及び旅費)

第6条 委員（第5条第2項における代理人を含む）の調整会議出席謝金及び旅費については、日本年金機構の支払基準により支給する。

(事務局)

第7条 調整会議の庶務を処理するため、事務局を新宿年金事務所に置く。

(その他)

第8条 調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができるものとする。

2 その他、調整会議の運営に関し必要な事項は、代表年金事務所長が定める。

附則

1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定に関わらず、代表年金事務所長が参集を求めて開催する。

(別添)

東京都地域年金事業運営調整会議委員

東京都代表年金事務所長は、関係機関(団体)に対して委員の推薦を依頼するなど、適任と認められる者を選定のうえ委嘱する。

- (1) 厚生労働省関東信越厚生局が推薦する者
- (2) 東京都教育庁が推薦する者
- (3) 特別区国民年金担当課長会が推薦する者
- (4) 東京都市国民年金事務連絡協議会が推薦する者
- (5) 東京都年金委員会連合会が推薦する者
- (6) 全国健康保険協会東京支部が推薦する者
- (7) 東京都社会保険労務士会が推薦する者
- (8) 一般財団法人東京社会保険協会が推薦する者
- (9) 東京都年金受給者協会が推薦する者
- (10) 全国国民年金基金東京支部が推薦する者
- (11) 学識経験者
- (12) その他代表年金事務所長が適当と認める者

東京都地域年金事業運営調整会議の運営方法

1. 協議事項

(1) 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有

年金事務所で策定した地域年金展開事業（地域展開事業・地域連携事業・地域相談事業・年金委員活動支援）の事業計画について、取組方針や実績などの報告を受け、効果的かつ効率的な事業運営のための意見を聴取する。

(2) 地域年金展開事業に対する意見・助言

地域年金展開事業を推進・充実させるため、各委員が専門的分野の立場からの意見・交換等を行う。また、具体的な取組状況の視察等を通じて、より充実した事業への助言等を行う。

(3) 地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

新たに取組が望まれる事業等について意見交換を行う。

2. 会議の開催

調整会議は、原則、年1回とし、委員長が参集を求め開催する。但し、委員長が必要と認めた時は、必要に応じ随時開催することができる。

開催時期	主な議事
6月～7月	・ 事業実施結果報告
	・ 事業視察
	・ 事業計画

3. 会議録等の取扱い

調整会議における協議の内容等について、議事録又は議事要旨を代表年金事務所が作成する。

なお、議事録又は議事要旨及び会議資料は、代表年金事務所における閲覧等の方法により公開するものとする。また、委員長承認の下、会議状況等をマスコミ等に公開できるものとする。

4. その他

調整会議において提起された意見・要望等については、積極的に事業計画に反映させるほか、調整会議に報告をする。また、事業の進捗状況等については、適時各委員へ文書により報告する。